

吹田市資源循環エネルギーセンター 排ガス測定結果

No.	物質名	単位	資源循環エネルギーセンター 2炉の平均値測定結果 (規制値)			対象法令
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	
1	カドミウム	mg/Nm ³	定量下限値未満 < 0.02 (2.3)	定量下限値未満 < 0.02 (2.1)	定量下限値未満 < 0.02 (2.3)	府条例 (K値規制) K= 0.017
2	塩素	mg/Nm ³	定量下限値未満 < 1 (438)	定量下限値未満 < 1 (399)	定量下限値未満 < 1 (438)	府条例 (K値規制) K= 3.23
3	塩化水素	mg/Nm ³	1.0 (700)	1.1 (700)	1.1 (700)	大気汚染防止法 (濃度規制)
4	鉛	mg/Nm ³	定量下限値未満 < 0.02 (9.2)	定量下限値未満 < 0.02 (8.4)	定量下限値未満 < 0.02 (9.1)	府条例 (K値規制) K= 0.068
5	窒素酸化物	ppm	21 (250)	23 (250)	23 (250)	大気汚染防止法 (濃度規制)
		Nm ³ /h	3.2 (24.342)	3.6 (24.342)	3.7 (24.342)	大気汚染防止法 (総量規制)
6	ばいじん	g/Nm ³	定量下限値未満 < 0.001 (0.04)	0.001 (0.04)	定量下限値未満 < 0.001 (0.04)	大気汚染防止法 (濃度規制)
7	硫黄酸化物	Nm ³ /h	0.011 (6.599)	0.029 (6.599)	0.012 (6.599)	大気汚染防止法 (総量規制)
			0.008 (13.4)	0.015 (14.1)	0.006 (13.5)	大気汚染防止法 (K値規制) K= 1.17
8	水銀	μg/Nm ³	0.09 (50)	0.08 (50)	0.72 (50)	大気汚染防止法 (濃度規制)
9	ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.00000047 (0.1)	0.000034 (0.1)	0.000029 (0.1)	ダイオキシン類 対策特別措置法 (濃度規制)

※ 総量規制に係る測定結果は、2炉の測定結果を合計した値です。
 なお、炉の測定結果が定量下限値未満であった場合は、定量下限値を用いて算出しています。

※ K値規制に係るカドミウム、塩素、鉛、硫黄酸化物の規制値及び定量下限値は、測定時の排出ガス量によって変動します。